

『令和6年度税制改正大綱(10) 土地に係る減税措置延長等』

今般の税制改正では、不動産の売買・所有に課される一連の税金の減税措置の延長が決まり、マイホームの取得に対する優遇が引き続き手厚いものとなるが見込まれる。以下はその概要となる。

【固定資産税】○新築住宅に係る減額措置 ○新築の認定長期優良住宅に係る減額措置 ○耐震改修等を行った一定の住宅に係る減額措置 —2年間(令和8年3月末日まで)の延長【登録免許税】一般住宅、特定認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、特定増改築等がされた住宅に対する軽減措置(所有権の保存/所有権の移転/抵当権の設定)—3年間(令和9年3月末日まで)の延長【不動産取得税】

○宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置 ○住宅及び土地の取得に係る課税標準(本則4%)を3%とする特例措置 —3年間(令和9年3月末日まで)の延長 ○新築住宅特例適用住宅用土地に係る減額措置における、土地取得後の住宅新築までの経過年数を3年以内に緩和する特例措置 ○新築の認定長期優良住宅に係る課税標準から1,300万円を控除する特例措置 —2年間(令和8年3月末日まで)の延長【印紙税】不動産の譲渡に関する契約書等に係る税率の特例措置 —3年間(令和9年3月末日まで)の延長



『高齢者数40年代前半まで増加 内閣府が対策大綱見直し検討会』

内閣府は高齢社会対策大綱を策定するための第1回検討会を開催した。2019年に閣議決定された同大綱はおおむね5年をめぐりに見直しすることになっており、検討会には、高齢社会をめぐる現下の情勢や検討会の運営要領案などが資料として配布された。現下の情勢を示す資料は、25年に団塊世代が75歳以上に、40年には団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、高齢者数は40年代前半まで増加を続け、高齢化率は総人口の減少に伴ってそれ以降も上昇する見込みだと指摘。日本で高齢者が総人口に占める割合は23年8月時点で29.1%と世界で最も高いとしている。

同資料によると、生産年齢人口は40年までに約1200万人減少する一方、65歳以上の人口は43年の3963万人をピークに増加を続けるとみられている。健康寿命と平均寿命は男女ともにこの20年間で約3歳延びている中、65歳以上の就業者数は22年時点で912万人と過去最多を記録。このうち65~69歳が38.7%から52.0%、70~74歳が23.3%から34.0%と、就業率がこの10年で10%以上上昇した。60歳以上で現在収入のある仕事をしている人の約9割が「70歳くらいまで」または「それ以上まで働きたい」と回答している。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com